

海陽町電子感謝券加盟店募集要項

1 電子感謝券導入の目的

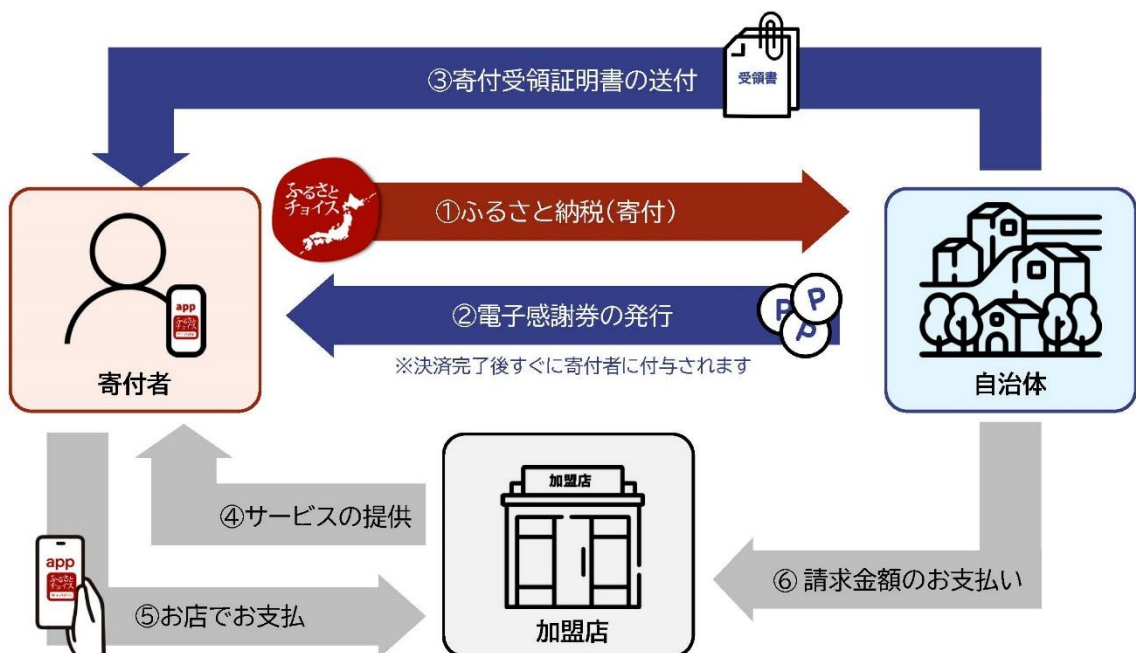
ふるさと納税制度を活用した電子感謝券（地域限定の電子ポイント）を導入し、寄付者に海陽町（以下「本町」という。）へ直接訪れていただき、本町の魅力に触れることにより、地域経済の活性化を図るとともに、更なる寄付の獲得を目指すものです。

2 電子感謝券とは

ふるさと納税の返礼品の一つとして取り扱う地域限定の電子ポイントであり、本町が定めた加盟店（電子感謝券を利用できる事業者）での食事や宿泊、体験サービス、地場製品の買い物等に利用できます。事業者自身による利用券等の発行が不要なため、これまでふるさと納税の返礼品を容易に取扱うことができなかった飲食店や土産物店等が加盟店として参加することで、ふるさと納税制度を活用できるようになります。

3 寄付申込みから支払までの流れ

- ① 寄付者がふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を通して、本町へ寄付を申込み（返礼品に電子感謝券を選択）
- ② お礼の品として電子感謝券を希望した寄付者に対して、電子感謝券を発行（決済完了後すぐに付与）
- ③ 本町から寄付者に対し、寄付金受領証明書等を送付
- ④ 寄付者が本町を訪れた際に、加盟店が寄付者に対してサービス等を提供
- ⑤ 寄付者が加盟店に対し、電子感謝券で対価を支払い
- ⑥ 本町（中間事業者）が加盟店に対し、寄付者の利用金額を支払い



4 加盟要件

海陽町電子感謝券加盟店への登録を希望する者（以下「加盟希望者」という。）は、加盟申込時点で次の要件を全て満たすこと。

- ① 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っていること。
- ② 町税に滞納がないこと。
- ③ 本町内に店舗（宿泊施設、体験施設、飲食店、物品販売店、その他必要と認められる店舗）を有する法人・団体又は個人事業主であること。
- ④ 「7 対象商品・サービスの要件」に定める対象商品・サービスを扱う店舗であること。
また、同一店舗内で対象外の商品を販売・提供している場合は、電子感謝券の利用の可否（対象か否か）を明確に区分・表示し、運用できる店舗であること。
※「ふるさとチョイス電子感謝券 加盟店ガイドライン」に反しない店舗であること。
- ⑤ 海陽町暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員等でないこと。
- ⑥ 公序良俗に反する営業店舗ではないこと。
- ⑦ 全国共通のサービスを提供する店舗でないこと。（フランチャイズ、チェーン店等）
- ⑧ 処方箋薬局など税法が関係する商品を取り扱う店舗ではないこと。
- ⑨ ポイントの利用状況の確認やポイントの取り消し処理に使用するタブレット端末、スマートフォン又はパソコン等を自前で手配できること。

※ただし、上記の要件を全て満たしている場合でも、総合的に判断して、本町が加盟店として適当でないと認めた場合には、登録できません。

5 加盟登録申込方法

(1) 申込方法

加盟希望者は、次に掲げるものをメール、郵送、持参のいずれかで提出すること。

- ・海陽町電子感謝券加盟店登録申込書（様式第1号）
- ・海陽町電子感謝券取扱い店申込書（様式第2号）
- ・店舗や代表的な商品・サービスの写真画像データ（5枚以内）

(2) 提出先

「13 申込み・問い合わせ先」と同じ

(3) 提出期限

毎月15日と末日を提出期限とする。

(4) 加盟要件の確認及び登録

提出された書類により加盟要件を審査し、15日締めの場合は当月末日まで、末日締めの場合は翌月15日までに登録拒否の通知をする。期日までに何らの通知をしないときは、申込みを承諾したものとみなす。

(5) 留意事項

加盟申込書は登録を希望する店舗ごとに提出すること。加盟に係る質問は、事務局に連絡すること。

6 募集スケジュール

加盟店の募集スケジュールは以下のとおりとする。

項目	日程・期限等	備考
加盟申込書の提出期限	毎月15日、月末締め	
加盟決定通知	当月末、翌月15日まで	

7 対象商品・サービスの要件

加盟店が電子感謝券使用取引の対象商品として扱うことができる品は、総務省が定める「地場産品基準」に準じた次に示すいずれかの類型に該当すること。

類型	説明
1	本町内において生産されたものであること。
2	本町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3	本町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
4	返礼品等を提供する本町内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
5	本町の広報の目的で生産された本町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本町の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
6	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
7	本町内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が本町に相当程度関連性のあるものであること。

8 登録の取消し

加盟店が次の各号に掲げる事由に該当すると認められる場合は、その登録を取り消す。

- ① 加盟店が営業を終了したとき
- ② 加盟要件に該当しなくなったとき
- ③ 虚偽の申請により加盟登録を受けたとき
- ④ 地場産品基準対象外の商品等について、加盟店として意図的に電子感謝券と交換していることが確認できたとき
- ⑤ 次項第5号の規定による調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき
- ⑥ 法令に違反するなど加盟店として適切でないと認められるとき

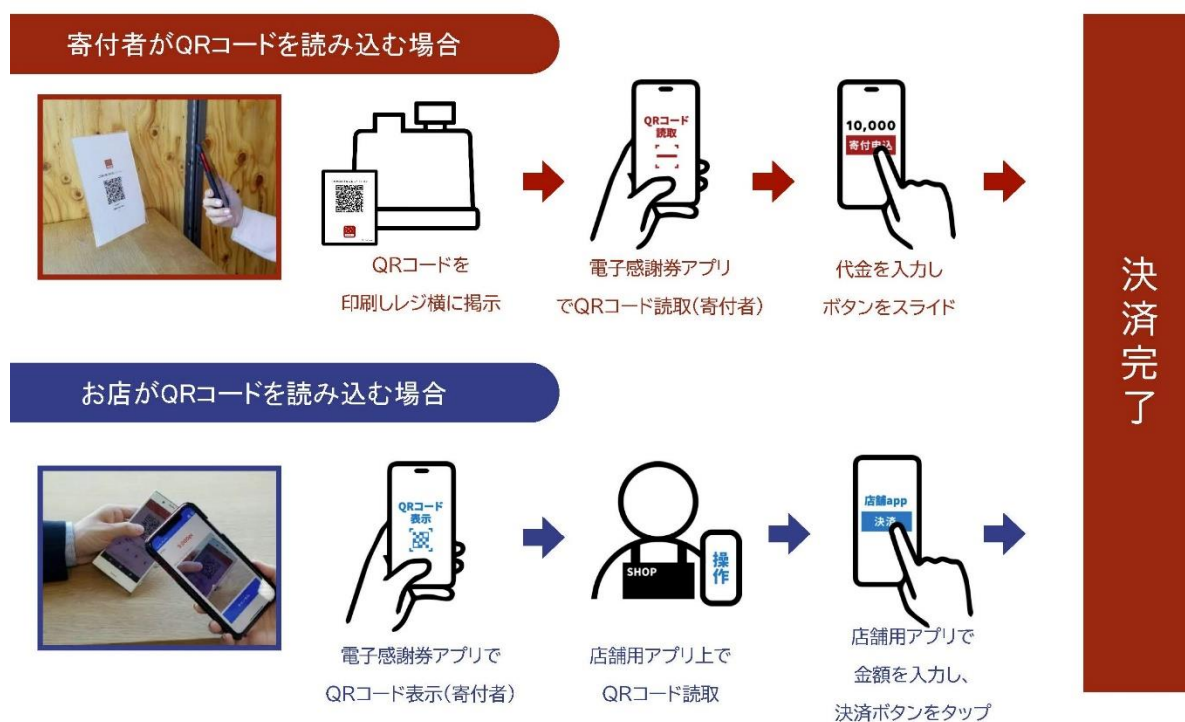
9 加盟店の責務

加盟店は、次に定める事項を遵守すること。

- ① 本町及び加盟店の相互協力により、本町の PR に取り組んでいることを常に意識するとともに、対象商品の品質について責任を負うこと。
- ② 寄付者より対象商品に対するクレームがあった場合は、適切かつ誠実に対応するとともに、万が一対象商品が原因で寄付者に損害を与えた場合は、賠償の責任を負うこと。
- ③ 加盟店の錯誤等により、地場産品基準対象外の商品等について電子感謝券が利用された場合は、速やかに本町に報告するとともに、寄付者への電子感謝券（電子ポイント）の返還又は基準を満たす別商品との交換に応じること。なお、寄付者へ既に提供した地場産品基準対象外の商品等が返還されないことによる加盟店の損失について、本町は補償しないものとする。
- ④ 対象商品の提供が困難となった場合や当初の申込内容が変更になる場合は、遅滞なく本町に連絡すること。
- ⑤ 申込内容に疑義が生じた場合において、本町が調査を必要と判断したときは、速やかに情報を開示するとともに、本町から指示があった事項について適切に対応すること。
- ⑥ 加盟店登録に係る権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- ⑦ 本事項の他、海陽町電子感謝券加盟店規約を遵守すること。

10 電子感謝券の利用方法

(1) 寄付者が電子感謝券の利用を希望した場合、加盟店は次のいずれかの方法により決済を実施すること。



(2) 電子感謝券のポイントが不足する場合は、現金又はその他の支払方法で決済を実施すること。

※お店側がQRコードを読み取る場合に必要なスマートフォン又はタブレット端末は加盟店で手配し、その通信費用は加盟店の負担となる。

1.1 電子感謝券の精算について

毎月①15日及び②末日の2回締めとし、それぞれ①末日及び②翌月15日までに、加盟店が指定した振込先口座に、電子感謝券取引金額を支払う。振込手数料は本町の負担とする。

1.2 留意事項

その他、加盟希望者は次のことに留意すること。

- ① 申込み関連書類は返却されないこと。
- ② 本町が実施する本事業に関する会議、企画及び提案（意見交換会、アンケート、新規返礼品の追加、ポータルサイト掲載内容の変更、写真及び動画撮影・イベント参加等）に協力すること
- ③ 海陽町電子感謝券加盟店としての誇りと責任を持ち、対象商品の品質には十分に留意するとともに、本要項に記載がない事項についても寄付者目線に対応すること。

1.3 申込み・問い合わせ先

海陽町行革政策課 ふるさと納税担当

住所：〒775-0295 海陽町大里字上中須128

電話：0884-43-4156 FAX：0884-73-3097

メールアドレス：furusato-tax@kaiyo-town.jp